

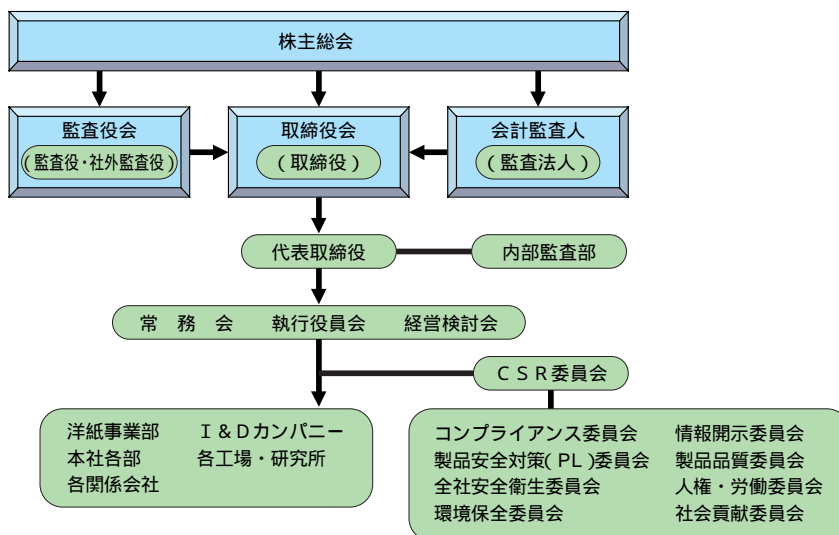


コーポレート・ガバナンス

執行役員制度を導入して監督と執行を区分し、経営意思決定のスピードアップ、組織の活性化を進めています。また、監督機能を強化する目的で社外取締役1名を選任しています。経営方針・経営戦略及び基本的な事業戦略については、常務会及び経営検討会を開催し、経営陣および議題に関する幹部社員で実質的な審議を行い、迅速かつ最適な意思決定に努めています。

2008年度から財務報告に係る内部統制の適用が開始されました。2005年より社長を委員長とする内部統制委員会を設置し準備を進めてきており、適正な財務報告となるよう、全社をあげて取り組んでいます。

〔コ・ポレ・ト・ガバナンス体制〕



コンプライアンス

コンプライアンスは、健全で信用できる企業であるために最低の条件であると認識しています。コンプライアンスを重視した経営を実践していくため、2004年2月に「三菱製紙企業行動憲章」を制定、2007年1月には「三菱製紙グループ企業行動憲章」を制定しました。その内容を全社に周知徹底するため、携帯用カードを作成し、国内のグループ従業員に配付しています。また、「三菱製紙グループ企業行動憲章」に適った企業行動をとるために、日常業務において遵守すべき基本的事項を「三菱製紙コンプライアンス行動基準」として定め、経営者から従業員まで法令遵守を徹底しています。

古紙パルプ配合率乖離問題に対する再発防止策として、コンプライアンス体制を強化しました。社長を委員長としてグループ全体で取り組む体制にコンプライアンス委員会を変更するとともに、昨年9月より、国内の当社グループ各社の全役員・社員を対象にコンプライアンス教育を実施しました。

リスクマネジメント

企業活動を展開していく上で生じる様々なリスクを的確に管理していくことが、企業の発展と企業価値の向上に必要です。常務会、執行役員会、経営検討会等において十分な審議を行い、取締役会に諮ることにより経営リスクに対処しています。また、事業活動に直結した販売や生産で外的、内的なリスクを生じた場合は、早急に経営陣に報告し、的確な処理を検討する体制を取っています。

法令遵守面では、コンプライアンス委員会を通じてリスク管理を行うとともに、昨年4月よりCSR推進室を設置し、コンプライアンス体制の強化を図っています。

製品安全面については製品安全対策(PL)委員会、製品の品質面では製品品質委員会を設置するとともに、内部監査部による工場監査を通じてリスク管理を行っています。環境面では、環境保全委員会を設置してリスク管理を行っています。